

## 平成23年度子ども・若者育成支援強調月間

強調月間である11月は家庭・学校・企業・地域社会のみんなで子ども・若者を中心とする青少年の健やかな成長を願い、青少年が幅広く活躍できる環境について考えましょう。

- ① 家庭でのしつけ(基本生活習慣)、ふれあいと信頼関係の大切さなど家庭のあり方を見直しましょう。
- ② 子どもの学力を養い、集団生活の中で社会的ルールを身につけさせましょう。
- ③ 企業は青少年が活躍できる場を提供しましょう。
- ④ 地域社会で青少年を見守り、望ましい地域活動に関わり、社会の基本的なモラルやルールを身をもって伝えていきましょう。

青少年育成小松島市民会議

## 『とくしま教育週間』～11月7日まで～

11月1日は「とくしま教育の日」、11月1日から7日までは「とくしま教育週間」と定められています。これは、学校・家庭・地域社会が一層の連携を深め、教育の活性化を図ることを目的に制定(平成16年3月)されました。

「とくしま教育週間」を迎え、私たち一人ひとりがそれぞれの立場で改めて子育てや教育のあり方を考えることが大切ではないでしょうか？

ご家庭においては、お子さんとのふれあいを大切に、学校のことや友達のこと、将来の夢などを話し合う時間を多く持ちましょう。

※徳島県ホームページ内の「とくしま教育の日」に県内各地域の関連事業の概要を掲載しています。

小松島市教育委員会・小松島市退職校長会

## 子ども手当の申請はお済みですか？

10月以降の子ども手当を受給するためには、新たな申請が必要です。9月分までの子ども手当を受給していた方には、市児童福祉課より案内文書をお送りしています。

対象と思われる方で案内文書が届いていない方は、市児童福祉課までお問い合わせください。

※ 公務員の方は、各職場での申請となります。

### 【支給額(10月分から平成24年3月分まで)】

- ★ 0歳から3歳未満(一律) 1万5千円
- ★ 3歳から小学校修了前(第1子・第2子) 1万円
- ★ 3歳から小学校修了前(第3子以降) 1万5千円
- ★ 中学生(一律) 1万円

### 【申請書提出期限】

平成24年3月31日(土)まで  
提出期限を過ぎますと、申請いただいた翌月からの支給となりますので、お早めに申請してください。

詳しくは、市児童福祉課(☎32・2114)まで。

## 11月は児童虐待防止推進月間です!

## 『守るのは 気づいたあなたのその勇気』

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加しており、特に子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たない状況で、児童虐待問題は社会全体で解決すべき重要な課題となっています。

虐待の予防や早期発見、早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目ない総合的な支援が必要です。

小松島市でも、横断幕・幟旗・ポスター掲示などにより啓発運動を推進しています。この機会に児童虐待のことについて一緒に考えてみませんか？

お問い合わせ・ご相談は、  
市児童福祉課(市役所1階  
⑩番窓口☎32・2114)  
まで。

